

調査の背景

- 我が国の相対的貧困率は全体的に低下傾向にあるものの、特に**ひとり親世帯の相対的貧困率は依然として高い状況**
 - ・ 直近データである令和3年の我が国の相対的貧困率は、全体15.4%、こども11.5%、ひとり親世帯44.5%
 - ・ 令和3年のひとり親世帯数は、母子世帯数119.5万世帯(ひとり親世帯の88.9%)、父子世帯数14.9万世帯(同11.1%)
- ひとり親家庭等に対する支援として、国は、「子育て・生活支援」、「就業支援」、「養育費確保等支援」及び「経済的支援」の4本柱により施策を推進しているものの、これらの支援を「知らなかった」、「手続きが分からなかった」といった声もある。
- **ひとり親家庭等の自立を支援**するとともに、貧困の連鎖を断ち切る観点からも、困難な状況にあるひとり親家庭等に対し、**個々の状況に応じた必要な支援を届ける**ことが求められている。

現 状

- 支援を必要とするひとり親家庭等の把握に当たり、**自治体内の戸籍窓口とひとり親支援窓口などの連携が不十分なケース**がみられる。
- ひとり親家庭等に対する経済的支援以外の**支援の利用状況や認知状況は、総じて低い**。
- 児童扶養手当の新規申請者を対象とした面談やアンケートの実施により個々のニーズを把握し、ひとり親家庭等の状況に応じた支援策の提供や、オンライン相談を実施しているケースもみられる。

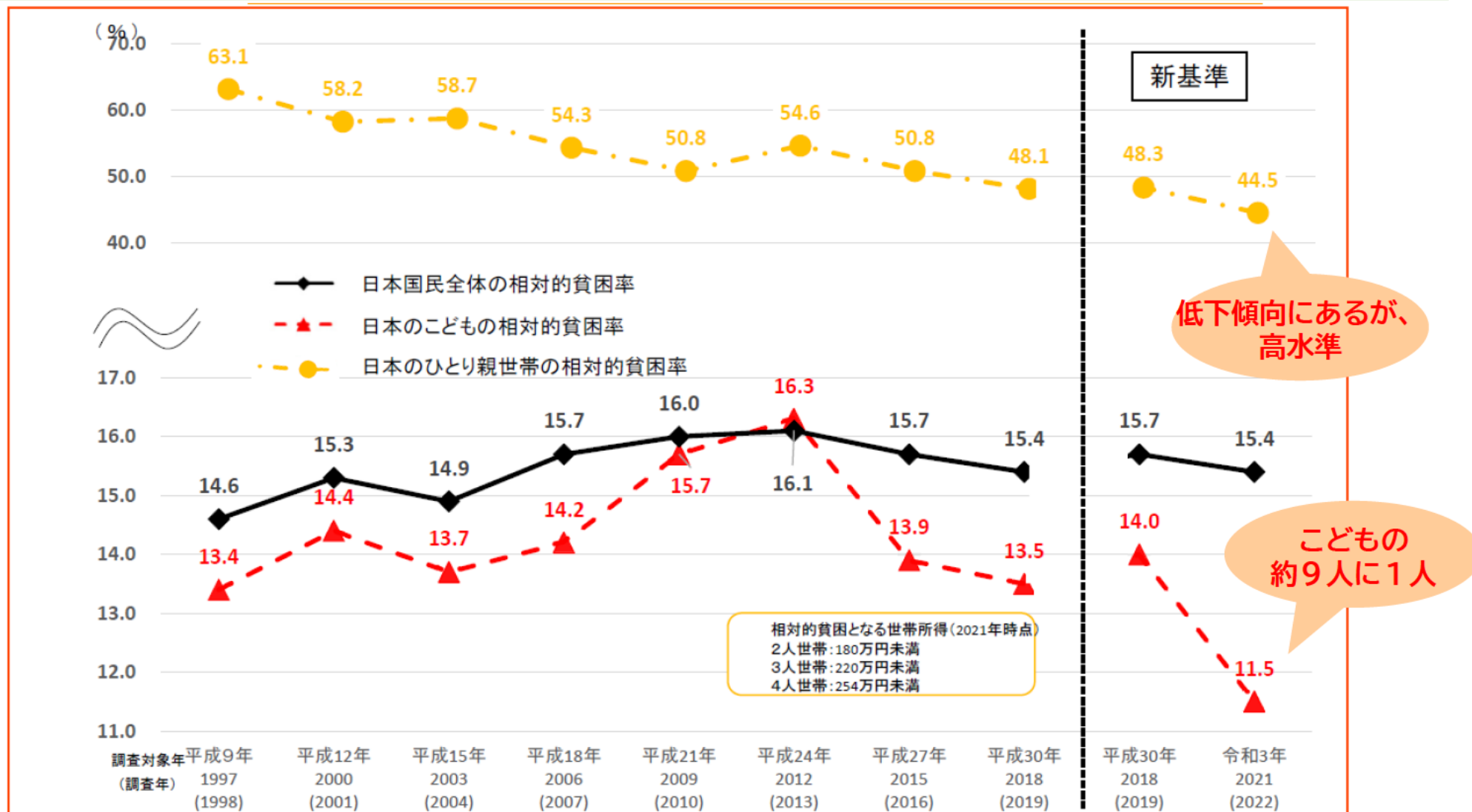
想定される課題

- 自治体部門間での連携において、個人情報取扱いが懸念となるなど、**実務上の課題があるのではないか**。
- 自治体**が実施する支援の周知方法とひとり親家庭等が求める周知方法にギャップが生じているのではないか**。
- 相談対応において、時間的な制約など個々に状況が異なるひとり親家庭等にとって、**アクセスやニーズの面でギャップがあるのではないか**。

調査の方向性

- 自治体へのヒアリングとひとり親家庭等へのアンケート等を通じて、以下の状況・課題等を調査し、**困難な状況にあるひとり親家庭等への支援が行き届くような方策を検討**
- ・ 自治体におけるひとり親家庭等の把握、支援の周知、支援への誘導等の状況
 - ・ ひとり親家庭等における支援の認識・受け止め

(参考1) 相対的貧困率の推移



※貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。

※相対的貧困率とは、等価可処分所得(※1)の貧困線(※2)に満たない人の割合をいう。

→ 保育サービスなどの現物給付や資産の多寡が考慮されていないことに留意が必要。

(※1)世帯の可処分所得(収入から直接税・社会保険料を除いたもの)を世帯人員の平方根で割った金額。

(※2)等価可処分所得の低い人から順に並べて、真ん中の順位(中央値)の金額の半分の金額。2021年調査時点で127万円。

※「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。
 (出所)国民生活基礎調査(厚生労働省)

(注) 1 こども家庭庁の資料に基づき、当省が作成した。

2 5年周期で実施されている全国家計構造調査(総務省)の結果に基づく相対的貧困率も概ね同様の傾向。

(令和元年の日本全体の相対的貧困率は11.2%、こどもの相対的貧困率は10.3%、ひとり親世帯の相対的貧困率は53.3%)

(参考2) ひとり親世帯の就業・収入

令和3（2021）年

母子世帯数【注】 119.5万世帯（ひとり親世帯の88.9％）

父子世帯数【注】 14.9万世帯（ひとり親世帯の11.1％）

【注】 母子又は父子以外の同居者がいる世帯を含めた全体の母子世帯、父子世帯の数

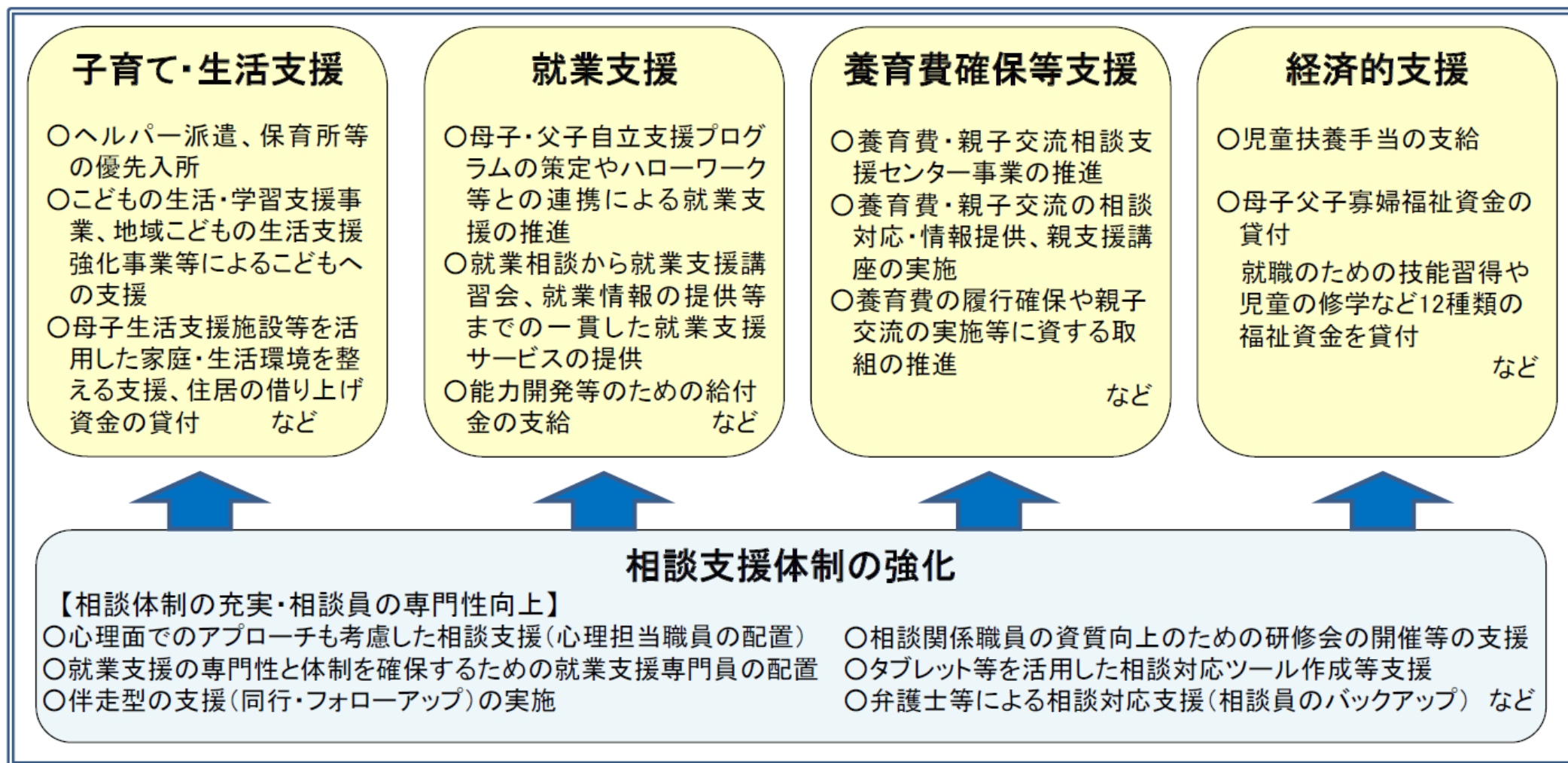
	母子世帯	父子世帯	一般世帯（参考）
就業率	86.3%	88.1%	女性73.3% 男性84.3%
役員を除く雇用者のうち 正規雇用労働者	53.5%	91.6%	女性49.8% 男性82.7%
役員を除く雇用者のうち 非正規雇用労働者	46.5%	8.4%	女性50.2% 男性17.3%
平均年間就労収入	236万円 正規雇用労働者：344万円 パート・アルバイト等：150万円	496万円 正規雇用労働者：523万円 パート・アルバイト等：192万円	平均給与所得 女性314万円 男性563万円
養育費受領率	28.1%	8.7%	—

- （備考）1. 母子世帯及び父子世帯はこども家庭庁「全国ひとり親世帯等調査（令和3（2021）年度）」（推計値）より作成。
母子世帯及び父子世帯の正規雇用労働者、非正規雇用労働者の構成割合は、「正規の職員・従業員」及び「非正規の職員・従業員」（「派遣社員」及び「パート・アルバイト等」の計）の合計を総数として算出した割合。
平均年間就労収入は、母子世帯及び父子世帯の母又は父自身の就労収入。
2. 一般世帯の就業率は総務省「労働力調査（基本集計）（令和5（2023）年）15～64歳」、平均年間就労収入は国税庁「民間給与実態統計調査（令和4（2022）年）」より作成。
3. 「民間給与実態統計調査」について、令和4（2022）年より、推計方法が変更されている。

（注）令和6年版男女共同参画白書に基づき、当省が作成した。

(参考3) ひとり親家庭等の自立支援策の体系

- ひとり親家庭等に対する支援として、「子育て・生活支援」、「就業支援」、「養育費確保等支援」、「経済的支援」の4本柱により施策を推進
- また、相談支援体制を強化し、当事者のニーズに応じた総合的な支援を実施



(出典：こども家庭庁資料「ひとり親家庭等の支援について」(令和7年4月))

(参考4) ひとり親世帯における公的制度等の利用状況

● 令和3年度全国ひとり親世帯等調査の結果によると、

- i) 「市区町村福祉関係窓口」の利用が比較的多いものの、その他の主な公的制度等の利用は少ない状況
- ii) 主な公的制度等を利用したことがないとするひとり親世帯のうち、今後利用したいとする者も一定数存在するものの、制度を知らなかったとする者の割合が3割を超える状況

表1 母子世帯の主な福祉関係の公的制度等の利用状況

(単位：%)

区分	利用している又は利用したことがある		利用したことがない		
		うち、満足している		うち、今後利用したい	うち、制度を知らなかった
市区町村福祉関係窓口	46.0	20.6	54.0	21.7	37.9
福祉事務所	17.5	22.8	82.5	16.8	42.9
母子家庭等就業・自立支援センター事業	9.8	24.0	90.2	17.4	33.6
母子・父子自立支援員	3.9	37.2	96.1	9.8	45.6
自立支援教育訓練給付金事業	4.8	35.0	95.2	17.8	41.4
高等職業訓練促進給付金事業	3.2	44.8	96.8	15.1	44.5
ひとり親家庭等日常生活支援事業(家庭生活支援員(ヘルパー)派遣等)	2.1	44.3	97.9	10.5	49.8
子どもの学習支援	4.6	36.1	95.4	18.8	50.8

表2 父子世帯の主な福祉関係の公的制度等の利用状況

(単位：%)

区分	利用している又は利用したことがある		利用したことがない		
		うち、満足している		うち、今後利用したい	うち、制度を知らなかった
市区町村福祉関係窓口	31.3	25.5	68.7	21.9	30.4
福祉事務所	12.4	30.8	87.6	18.4	35.5
母子家庭等就業・自立支援センター事業	1.8	34.5	98.2	10.4	37.9
母子・父子自立支援員	1.6	28.7	98.4	10.1	43.0
自立支援教育訓練給付金事業	0.7	59.3	99.3	10.1	43.6
高等職業訓練促進給付金事業	1.0	56.9	99.0	10.1	43.7
ひとり親家庭等日常生活支援事業(家庭生活支援員(ヘルパー)派遣等)	2.2	39.1	97.8	12.3	46.8
子どもの学習支援	1.4	51.2	98.6	14.0	45.5

(注) 令和3年度全国ひとり親世帯等調査(厚生労働省)(※)の結果に基づき、当省が作成した。

(※) 全国の母子世帯、父子世帯及び養育者世帯を対象として、平成27年国勢調査により設定された調査区から無作為に抽出し、協力の得られた世帯(母子世帯2,653世帯、父子世帯866世帯、養育者世帯93世帯)の回答を基に集計。

なお、公的制度等の実施状況は自治体によって異なるため、「利用したことがない」等と回答した者の中には、そもそも居住する自治体で当該制度が実施されていない場合もある。